

/ A study of the process of the enactment of
"Beschuß uber die weitere Entwicklung der
Korperkultur und des Sportes in der Deutschen
Demokratischen Republik" (1956)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18644

原著

「ドイツ民主共和国における身体文化・スポーツの 更なる促進に関する決定」(1956) の制定過程に関する研究

寶學 淳郎 (筑波大学)

Abstract

A study of the process of the enactment of "Beschluss über die weitere Entwicklung der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik" (1956).

Atsurou HOUGAKU (University of Tsukuba)

The purpose of this study is unravel the aims of the enactment of "Beschluss über die weitere Entwicklung der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik" (1956), that is generally known as the first sports law in the German Democratic Republic (hereafter GDR). Through analyzing the social and sports situation in those days, the details, contents and characteristics of the law, this study examines the meaning of the law.

The following results were obtained. Under the cold war, the law prescribed to show the excellence of the socialistic system in the sports field. Then the law comprehensively, concretely, systematically and concentrately prescribed to encourage all field of GDR sports as compared with the law relating sports that were decided early days in GDR. To put it concretely, the law legally prescribed the plans including the establishment of 'Schulsportgemeinschaft', the trainings of coaches and trainers, military sports, the patriotic education etc. Behind the enactment of the law, there existed the governmental aims to imitate Soviet sports as the law regarded socialistic ideological educations and military sports as important. On the other hand the government aimed the GDR's original sports as the law regarded 'Schul sport gemein schaft' as important.

I. 本研究の目的

W. Knecht が指摘するように、社会主義国家であったドイツ民主共和国 (以下、東ドイツ) におけるスポーツに関連する法規 (以下、スポーツ促進規定) の数の多さとその種類の多さは、この国のスポーツ政策の大きな特徴の一つと言える¹⁾。それらには、この国のその時々

の捉え方や方向性、スポーツ振興への姿勢、基本的な考え方が示されており、時代的な移り変わりとともに、それらがどのように変化してきたのか、なぜ変化したのかを綿密に検証することは、社会主義国家であったこの国のスポーツ及びスポーツ政策を明らかにするうえで重要と考えられる²⁾。

本研究では、特に1956年2月9日東ドイツ

僚評議会によって決議された「東ドイツにおける身体文化・スポーツの更なる促進に関する決定」(Beschluß über die weitere Entwicklung der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik, 以下, 「閣僚評議会の決定」)を取り上げ検討する。なぜなら, 同決定が東ドイツ建国(1949)当初に出された「青少年法」(1950. 2. 8)⁹⁾, 「ドイツ社会主義統一党(以下, SED)中央委員会の決議」(1951. 3. 17)⁴⁾とは異なり, スポーツ分野のみを対象とし, 且つ法的拘束力を持つスポーツ促進規定であること, 更には, 東ドイツにおける社会主義の基礎建設を明確に打ち出した SED 第2回党会議(1952)以後に出された, スポーツ全般を扱う最初の包括的なスポーツ促進規定という点で注目できるからである⁶⁾。

従来の先行研究^{6) - 9)}においても, 「閣僚評議会の決定」は重視されてきた。例えば G. Wonneberger は同決定を, 「青少年法(1950年2月8日)以後, 身体文化・スポーツ分野の最も重要な国家的文書であった。この決定は, 『社会主義的身体文化の更なる発展に関する包括的なプログラムを含み』, 数年間の指針となり, 青少年法(1950年)とともに, 身体文化・スポーツ促進のための多くの重要な方策の基礎を国法上に表した」¹⁰⁾と位置づけている。しかしながら, G. Wonneberger も含め先行研究では, 同決定の制定に関する論議, 同決定と同決定以前のスポーツ促進規定との関連性を明らかにしていないため, 同決定の持つ意味や特色は不明確である。

したがって, 本研究では「閣僚評議会の決定」制定に関する論議, 同決定の内容, 特色を明らかにしたうえで, 東ドイツにおける同決定制定の意図を検討する。同決定の特色に関しては, 同決定以前の東ドイツにおける重要なスポーツ促進規定である「青少年法」, 「SED 中央委員会の決議」の内容と同決定の内容とを比較し, 特に学校体育, 競技スポーツ, 大衆スポーツ, その他, の領域において, 同決定がどの様な

特色ある方策を定めているのかを明らかにする。また, 研究に際して, 同決定制定以前の東ドイツにおける社会・スポーツの状況を知る必要があるが, このことに関しては先行研究レベルに留める。本研究では, 東ドイツの官報¹¹⁾, 雑誌¹²⁾, 新聞¹³⁾を主な史料として用いた。

II. 「閣僚評議会の決定」制定以前の東ドイツにおける社会・スポーツの状況

第二次大戦後の米ソを機軸とする東西陣営の対立のなか, 1949年10月7日に建国された東ドイツでは, W. Ulbricht¹⁴⁾をはじめとする SED 政治局の権力が次第に拡大し, 経済面では, 1951年から第一次5ヵ年計画が開始され, 社会主義化, 計画化が推進された¹⁵⁾。

スポーツの分野では, ソビエト統治期に, 反ファシズム及び民主的なスポーツマンによってスポーツの再建が開始され, 自由ドイツ青年連盟¹⁶⁾と自由ドイツ労働組合同盟¹⁷⁾を担い手団体として, ドイツスポーツ委員会¹⁸⁾を頂点とする民主的スポーツ促進運動¹⁹⁾が展開された。人民所有企業につくられる職場スポーツ共同体²⁰⁾の数も次第に多くなっていったが, 戦後の人的, 物質的に困難な状況の下, スポーツの発展のための条件や機会はまだ十分にはつくりだされていない状況にあった²¹⁾。東ドイツの建国後には, 職場スポーツ共同体を統合し, 労働組合の構成に基づいてスポーツ団体をつくるというスポーツ組織再編の動きが生じた²²⁾。

建国当初, 東ドイツにおけるスポーツ分野の基本方針となったのは, 「青少年法」と「SED 中央委員会の決議」であった。

「青少年法」は, スポーツ分野のみを対象とした法律ではないものの, 国家行政に携わる諸機関に対する青少年教育及びスポーツ助成の義務化, スポーツ章をつくることとその運営に当たる諸機関の役割, 施設, 用具, 衣服, シューズなどのスポーツに関係する物質的条件の整備とスポーツに関係する人材の養成, 外国とのスポーツ交流や社会主義諸国家への旅行などを定め

ている²³⁾。

これに対して、「SED 中央委員会の決議」は、スポーツ分野のみを扱ったより包括的な文書である。この決議は、第3回世界平和青少年・学生祭の準備というスポーツ分野における実際的な課題とともに、将来的な多くの方策、すなわち、ドイツスポーツ委員会の役割と権限、学術的研究の改善（スポーツ医学制度の組織、ソビエトの科学や経験の利用など）、スポーツ章とスポーツ等級制度の整備、スポーツ団体を中心とした民主的スポーツ促進運動の展開及びそれを更に発展させる際の SED の指導的役割の必要性、自由ドイツ労働組合同盟を中心としたスポーツ促進運動の会員の獲得、施設、用具及び財源の確保、地方スポーツの改善、児童と青少年の身体教育の助成（統一的な指導要領の作成、青少年スポーツ学校の設定、課外スポーツの整備など）、種目別競技団体の課題（競技会の実施、競技規則の統一、国際スポーツ諸連盟への加盟、国家代表チームの助成など）、専門家の育成と助成（指導者・運動指導者の養成、競技選手のための通信教育の開設など）、広告及び宣伝活動の課題、専門雑誌の発刊、ドイツ連邦共和国（以下、西ドイツ）との競技交流などを定めている²⁴⁾。

建国間もない時期に出されたこの二つのスポーツ促進規定の第一の特色は、社会主義新国家建設、社会主義的政治体制の確立、社会主義的生産力の増強、社会主義的愛国心の育成などにスポーツを手段として役立てようとしたことである²⁵⁾。第二に、ソビエト統治期ではファシズムスポーツの払拭がその主な目的であったが、「SED 中央委員会の決議」には、ソビエトスポーツをモデルとしたスポーツ等級制度、スポーツ科学、専門雑誌などの多くの方策が示され、スポーツ分野においてもソビエト追随の傾向が明確に窺えることである²⁶⁾。

1952年は東ドイツの歴史において重要な転換期となった。1952年7月9日から12日まで、ベルリンで開催された SED 第2回党会議は、社

会主義の建設を東ドイツにおける基本課題とするまでに政治・経済の条件が整ったこと、労働者や多くの勤労者の意識が発達したことを明らかにし、すべての社会領域において社会主義の基礎を計画的に築くことを決議したのである²⁷⁾。また、行政機構に関しても、1952年ドイツ従来の5つの州が廃止され、その代わりに14の県が設置され、郡の数は132から217に増やされた。これは、地方行政の社会主義的中央集権化と呼べる措置であった²⁸⁾。

西ドイツの NATO への加盟(1955年5月6日)の8日後、東ドイツはソビエト及び東欧7ヵ国との間の、いわゆるワルシャワ条約に署名した。これによって二つのドイツ国家は相互に敵対する軍事同盟に編入されたのである。1955年9月20日に結ばれた「東ドイツとソビエトとの関係に関する条約」によって、東ドイツの完全な主権の回復は実現したが、西ドイツは「ハルシュタイン＝ドクトリン」によって東ドイツの承認国が出現するのを防止しようと試みた²⁹⁾。

SED 第2回党会議では、国家的機関によるスポーツ分野の統轄についても決議がなされ、閣僚評議会に国家身体文化・スポーツ委員会が設置された³⁰⁾。それにともなって県と郡には国家身体文化・スポーツ委員会に属する県及び郡スポーツ委員会が設置された³¹⁾。東ドイツのスポーツ史家 W. Eichel は、同委員会の設置によって、「社会主義的身体文化の総合的な建設のための条件がつくられた」³²⁾と述べている。以後、1952年には前軍事的訓練と軍事的スポーツ種目の促進を目的とするスポーツ・技術協会が、1954年には競技スポーツ選手のトレーニングを主な目的とするスポーツクラブがつくられた³³⁾。東ドイツのいくつかの種目別競技団体、水泳競技連盟、サッカー連盟などは、1955年までに各々の国際スポーツ連盟の会員資格を獲得していたが³⁴⁾、東ドイツの国際的評価という点でより重要であったのは、1955年6月23日、国際オリンピック委員会によって東ドイツのオリンピック委員会が承認されたことである³⁵⁾。

Ⅲ. カール・マルクス・シュタットのスポーツ会議における「閣僚評議会の決定」に関する論議

1955年11月25日から27日まで、カール・マルクス・シュタットにおいて開催された第3回スポーツ会議は、東ドイツスポーツ史上重要な会議の一つとされている。この会議には、閣僚評議会議長代理兼SED第一書記のW. Ulbrichtや国家身体文化・スポーツ委員長官 M. Ewaldなどの国家指導者のほか、1000人以上のスポーツ幹部や一流スポーツ選手、科学者などが参加した³⁶⁾。この会議の開催の目的は、西ドイツのNATO加盟及び国防法の制定によって生じたドイツの新しい状況の下、東ドイツにおけるスポーツ分野の従来成果と問題点を明らかにし、以後東ドイツにおいてどのようにスポーツを発展させるのかを検討することにあった。具体的には、「身体文化とスポーツの更なる促進に関する方策」についての閣僚評議会の草案が綿密に検討された³⁷⁾。

会議2日目の午後、国家身体文化・スポーツ委員長官のM. Ewaldは、従来スポーツ分野の成果を確認した後³⁸⁾、「ドイツの新しい状況と東ドイツにおいて社会主義を建設する際の高い要求に応じて、急速なテンポの身体文化の発展が必要であり、現在の欠点を急いで取り除かねばならない」³⁹⁾と述べ、五つの問題点を指摘した。具体的には、①国家、労働組合、人民所有企業の殆どの指導者が、健康の改善、防衛準備の増強に関する身体文化・スポーツの重要性を軽視してきたこと、②多くのスポーツ種目において競技力の向上が遅く、ばらつきがあること、③スポーツ促進運動の会員数が伸び悩み、大衆スポーツが停滞していること、④児童・青少年スポーツが、十分には促進されておらず、正課体育の休講と一部の体育授業のレベルの低さが青少年の身体的発達を妨げていること、⑤スポーツ組織における愛国教育が未だになおざりにされていること、をこの時期の東ドイツスポー

ツ分野の問題点としてあげた⁴⁰⁾。またM. Ewaldは、従来国家的機関や大衆団体が、「身体文化とスポーツの促進に関する人民議会の法律の実現に余り熱心ではなかった」⁴¹⁾とも述べている。

W. Ulbrichtの報告がこの会議の中心であった⁴²⁾。彼は、それまでのスポーツ促進運動の成果を評価したうえで、児童・青少年スポーツと大衆スポーツの大幅な遅れに注意を払うように会議の参加者に求め、ドイツの新しい状況を考慮すること、スポーツの競技成績においても東ドイツが西ドイツより優れていることを示すこと、その基盤となる児童・青少年スポーツと大衆スポーツを著しく改善する必要性を強調した⁴³⁾。そして、将来の中心的な課題として、①職場スポーツ共同体における大衆スポーツの促進と児童・青少年スポーツの著しい改善、②防衛力の増強に貢献する多様な闘争スポーツの導入、③スポーツにおける学術的研究と情報交換の重視(特に、スポーツクラブのトレーナーは、学術的研究の根本原理と新しい知見を使いこなさねばならない)、④身体文化のすべての領域における愛国教育の重視、という4点を提案した⁴⁴⁾。

また、会議ではあらかじめ作成された文書に基づいて協議が行われたが、W. Ulbrichtはその文書についても触れ、「この文書は義務的な性格を持つべきであり……、討議の成果に基づいて、修正、補足され、閣僚評議会に議決のために提出される。学校、職場、地方においてトゥルネンとスポーツをどのように発展させねばならないのかを未だ誰も言えず、詳しく知らない。この文書はそれらを実施する際の詳細な内容を含んでいる」⁴⁵⁾と述べている。

Ⅳ. 「閣僚評議会の決定」の内容と特色

同決定が東ドイツ閣僚評議会によって決議されたのは、スポーツ議会の約2ヵ月半後の1956年2月9日であった。この間の経緯については不明である。

同決定は、スポーツ分野のみを対象としてい

ると同時に法的拘束力を持つ点で従来のスポーツ促進規定と異なる。また、「SED中央委員会の決議」では、スポーツ促進運動の課題が、「労働と平和防衛を準備する人間の育成と教育」⁴⁶⁾と定められていたのに対して、同決定は、社会主義の建設という状況の下、身体教育の内容も社会主義的なものとする事、スポーツ分野においても東ドイツの社会主義体制の卓越性を示すことをスポーツ分野の主な目標として定めている⁴⁷⁾。そして、従来のスポーツ促進規定と異なり、「児童・青少年スポーツ」、「大衆スポーツ(スポーツマンの愛国教育を含む)」、「競技スポーツ」と領域が明確に区分され、三つの領域において基本的な指針となるスポーツ章の改正には一つの項目が当てられた。同決定の構成は、以下の通りである。

前文

1. 児童・青少年スポーツの促進

- A 就学前の身体教育
- B 義務的なトゥルネン授業
- C 一般教育学校における課外スポーツ
- D 職場スポーツ共同体、学校スポーツ共同体、スポーツクラブ及びピオニールハウスにおける課外スポーツ

E 青少年スポーツの特別な問題

2. 大衆スポーツの促進とスポーツマンの愛国教育

- A 大衆スポーツの促進
- B 愛国教育

3. 競技スポーツ

- A スポーツクラブの活動
- B 競技スポーツ選手の愛国教育
- C トレーニング活動の改善
- D 競技スポーツにおけるその他の問題
- E 身体文化・スポーツ分野の学術的研究の改善

4. スポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の

拡大・修正と防衛力増強のための諸方策の導入

- A スポーツ種目の補足と選手権プログラムの補充
- B 秩序と規律強化に関する諸方策
- C スポーツ射撃の組織
- D 近代五種競技の組織
- E 闘争スポーツ専門家の補足的養成

同決定は学校体育、大衆スポーツ、競技スポーツ、その他、の領域において、以前の重要なスポーツ促進規定である「青少年法」、「SED中央委員会の決議」とは異なる特色ある方策を定めている。

学校体育の主な特色は、正課体育と一般教育学校及び教員養成機関の課外スポーツの所轄省を人民教育省と定めた上で、各々に具体的な方策を規定していることにある⁴⁸⁾。特に教科体育の基本方針を主に定めていた従来のスポーツ促進規定と比べて、同決定は学校スポーツ共同体⁴⁹⁾の設置など課外スポーツの整備を目指した内容を多く盛り込み、課外スポーツを教師が責任を持ち、主に学校で行うことや、すべての一般教育学校と教員養成機関の学校スポーツ共同体につくる競技種目(下記参照)まで細かく規定している。

* 一般教育学校及び教員養成機関の学校スポーツ共同体につくる競技種目

陸上、体操・トゥルネン、水泳、バレーボール、サッカー、スキー、ハンドボール、バスケットボール、ボート、卓球、チェス、ファウスト・ボール、遊戯

大衆スポーツの主な特色は、次の6点にある。第一は、大衆スポーツの拠点となる職場スポーツ共同体の活動を明確にしていることである。職場スポーツ共同体の活動が職場及び村落における多様な競技会の実施、勤労者の居住地区におけるスポーツ活動の組織及び改善などと数多く具体的に規定された⁵⁰⁾。第二は、大衆スポ

ーツにおいて特に促進する種目を指定していることである。サッカー、スキー、体操・トウルネン、陸上、水泳、ボクシングがそれに当たる⁵¹⁾。第三は、居住地区におけるスポーツ活動の改善を規定していることである。勤労者により多くのスポーツの機会を与えるために、居住地区におけるスポーツ活動の改善にも配慮がなされた⁵²⁾。第四は、運動指導者の養成、審判の育成、ボランティアの確保を具体的に規定していることである。例えば、1956年に、運動指導者を1500人養成するなど具体的な規定がなされた⁵³⁾。第五は、国家的機関による地方スポーツの統轄を規定していることである。「SED中央委員会の決議」の規定により、スポーツ団体「トラクター」が統轄していた地方スポーツを、国家的機関が統轄することが規定され、地方スポーツ行政の中央集権化が企図されている⁵⁴⁾。第六は、旅行・ヴァンデルン委員会の設置が規定されていることである。旅行とヴァンデルンを促進するために、新しく、旅行・ヴァンデルン委員会が設置された⁵⁵⁾。

競技スポーツの主な特色は、次の4点にある。第一は、競技スポーツの拠点となるスポーツクラブの活動が明確にされていることである。トレーニング活動、児童・青少年スポーツ、教育活動を絶え間なく改善することなどがスポーツクラブの重点となる活動として規定された⁵⁶⁾。第二は、トレーナーを重視していることである。トレーナーを以前より重視する方針が明確にされ、トレーナーの質的、量的改善及びその役割が規定された⁵⁷⁾。第三は、スポーツクラブとスポーツ医学との結び付きを重視していることである。スポーツクラブへの専任のスポーツ医の配置を規定するなど、競技スポーツへのスポーツ医学の利用が明示された⁵⁸⁾。第四は、計画的な選手の養成が目指されていることである。スポーツクラブと児童・青少年スポーツ学校との結び付きがはっきり明示され、計画的な選手養成が目指されている⁵⁹⁾。

その他の主な特色は、スポーツマンに対する

愛国教育、規律及び秩序の強化を重視していること⁶⁰⁾、スポーツ章については、それを健康の保持、生産力の増強、防衛力の向上の重要な要素と規定した上で、そのスローガンを「労働と平和防衛の準備」から「労働と祖国防衛の準備」と変更し、補足及び修正事項には射撃、完全武装行軍、棍棒投げなど、準軍事的なスポーツ種目を多く採用していること⁶¹⁾、その他でも、スポーツ射撃、闘争スポーツなど多くの準軍事的なスポーツ種目を取り入れていることである⁶²⁾。

V. 結 び

以上のことから、東ドイツ政府が同決定によって、①スポーツ分野において「社会主義体制の卓越性を示す」という目標の下、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツというすべての領域を、従来より包括的、且つ具体的に促進しようとしていること、②ノルマや重点促進スポーツ種目の設定にみられるように、計画経済と同じ様にスポーツ分野も計画的、重点的に促進しようとしていること、③従来より準軍事的スポーツ、闘争スポーツ、愛国教育を重視するなど、軍事力の増強、社会主義的イデオロギー教育の強化、社会主義体制の確立の手段としてスポーツを利用しようとしていること、④従来のドイツ学校体育では重視されていない学校スポーツ共同体を重視するなど、東ドイツ独自のスポーツ促進を目指していること、⑤地方行政の中央集権化と同じ様に、地方スポーツ行政の中央集権化を企図していること、などを我々は知る。

とりわけ、我々は、東ドイツが学校スポーツ共同体を重視していることやスポーツ分野のみを扱った包括的且つ具体的な法を制定していること自体に大きな注意を払うべきでなかろうか。なぜならば、これらのことは、この時点では、社会主義の先進国ソビエトのスポーツにも、東ドイツと歴史的背景をともにする西ドイツのスポーツにもない、東ドイツ独自のものであったからである。

東ドイツにおいてこのような意図を持つ同決定がこの時期に制定された理由については、ソビエトをモデルとしたスポーツ改革が十分には機能しなかったこと、従来のスポーツ促進計画が十分には実現されていないこと、冷戦の激化という状況の下、軍事力の増強、社会主義的イデオロギーの強化の手段としてのスポーツの価値が高まったこと、オリンピック参加問題など国際的政治闘争の手段としてのスポーツの利用を東ドイツが重視し始めたこと、東ドイツが1955年主権を回復し独自の政策を打ち出せるようになったことなどが考えられる。しかし、この問題については更に検討が必要である。

ソビエト統治期のファシズムスポーツ払拭の時期、建国初期のソビエトスポーツ追随の時期を経て、社会主義国家建設が本格化し始めたこの時期、東ドイツは、軍事的スポーツ及び社会主義的イデオロギー教育の重視などにみられるように、ソビエトスポーツに引続き追随しながらも、東ドイツ独自のスポーツをも進めていることが明らかになった。

東ドイツのスポーツ分野における独自性の追求は、翌1957年のスポーツ制度の改革を目指したドイツトゥルネン・スポーツ連合の設立によってより顕著となるが、それ以前に東ドイツ独自のスポーツを目指している点でも、同決定の制定は注目される。

同決定の実施過程及び影響を明らかにし、東ドイツスポーツ史における同決定の持つ意味を明確にすることも今後の課題となる。

註及び引用

- 1) Knecht, W.: Das Medaillenkollektiv, Fakten Dokumente Kommentare zum Sport in der DDR, Verlag Gebr. Holzappel Berlin, 1978.
- 2) 東ドイツにおいてスポーツが次第に身体文化の中心的な現象形態となり、1965年教科名が伝統的な「トゥルネン」から「スポーツ」へ変更された後、多くの東ドイツの著作や文献が「スポーツ」を「身体文化」と同義の用語として用いていることを踏まえ、
- 本研究では記述上「身体文化」「スポーツ」「身体教育」を総称して「スポーツ」を用いる。しかし、法令などの原文を引用する場合は原文の用語を用いる。
- 3) 1950年2月8日東ドイツ人民議会によって可決、同年2月10日公布された「青少年法」の正式名称は、「東ドイツ建設への青少年の参加と学校、職場、スポーツ、レクリエーションにおける青少年助成に関する法律」であるが、後に「青少年法」と呼ばれた。「青少年法」はスポーツ分野のみを扱った法ではないものの、その第7章にスポーツに関係する章を設けているが故に、東ドイツスポーツ政策の基点として位置づけられている。
- 4) 1951年3月17日、SED中央委員会は、その第5会議で「身体文化・スポーツ分野の課題」に関する決議を行った。この「SED中央委員会の決議」は、スポーツ分野のみを扱い包括的な内容を有している点で「青少年法」とは異なる。
- 5) 東ドイツの社会主義法体系の中では、人民議会によって制定される法規が「法律」(Gesetz)と呼ばれた。人民議会は、このほかに「決定」(Beschluss)を行うことがあり、これも法規としての拘束力を持った。東ドイツ憲法第48条によれば、人民議会は唯一の憲法・法令制定機関であるとされていたが、実際には、人民議会によって制定される法令は極めて少なかった。すなわち、人民議会の機関として集団元首的機能を担う国家評議会は、人民議会の法律・決定を実行するために「布告」(Erlaß)を発し、また国家評議会自らも「決定」を下した。さらに、人民議会のもう一つの機関として政治的機能を担う閣僚評議会も、人民議会の法律・決定及び国家評議会の布告・決定に基づいて、自ら「命令」(Verordnung)を発し、また決定を下すことができた。東ドイツでは、以上の各機関の法律、決定、布告、命令がすべて法規としての拘束力を持っていた。東ドイツの法体系については以下を参照。田沢五郎、『ドイツ政治経済法制辞典』、郁文堂、1990。
- 6) Hrsg. von Eichel, W.: Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981, Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II., Sportverlag Berlin, 1983, pp.112-113.
- 7) Hrsg. von Erbach, G.: Kleine Enzyklopädie, Körperkultur und Sport, VEB Bibliographisches Institut Leipzig, 1960, p.35.
- 8) Eichel, W./Wonneberger, G., Die Geschichte der

- Körperkultur und Sport in Grundzügen. Bd. 2., Deutsche Hochschule für Körperkultur Leipzig, 1987, p.91.
- 9) Hrsg. von Wonneberger, G. : Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961, Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV., Sportverlag Berlin, 1961, p.163.
- 10) Ibid.
- 11) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Büro des Präsidiums des Ministerrates der Deutschen Demokratischen Republik, Deutscher Verlag. 及び Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I.; Büro des Präsidiums des Ministerrates der Deutschen Demokratischen Republik, Deutscher Verlag. 主に1950年, 1956年を使用。
- 12) Theorie und Praxis der Körperkultur, Staatssekretariat für Körperkultur Berlin. 主に1955年11月を使用。
- 13) Neues Deutschland, Zentralorgan der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands Berlin. 主に1955年を使用。
- 14) Walter Ulbricht, 1893年生まれ, 19歳でドイツ社会民主党に入党。1940年からモスクワに渡り, 第二次大戦末帰国。1953年 SED 第一書記, 1960年からは国家評議会議長を兼任。1971年 SED 第一書記を解任され, 1973年死亡。
- 15) 望月幸男, 三宅正樹編, 『概説ドイツ史』, 有斐閣選書, 1982, pp.257-258.
- 16) 東ドイツの代表的な大衆団体の一つ。SEDの指導の下に, 社会主義的政治教育, 政治への参加, 日常活動などを行っていた。
- 17) 東ドイツの代表的な大衆団体の一つ。16の職業別労働組合の連合体で, 特に1957年ドイツツルネン・スポーツ連合が設立されるまで, 自由ドイツ青年連盟と共に東ドイツスポーツの発展に大きく貢献した。
- 18) ソビエト占領地区におけるスポーツの再建は連合軍によって強く制限され, 地域的なものから開始されたが, 1948年初頭自由ドイツ青年連盟スポーツ部がスポーツ分野の全責任を継承し, 同時にスポーツ活動は個々の地域の領域を越えて拡大していった。そして, 同年8月自由ドイツ青年連盟中央委員会議長と自由ドイツ労働組合同盟幹部会議長は, すべての州と多くの郡にスポーツ委員会を設立することを呼掛け, 10月それらを統合するドイツスポーツ委員会が設立された。以下を参照。Nicklaus, H. : Vom Kommunal-sport zum Deutschen Sportausschuß, Hafmann-Verlag Schorndorf, 1982, p.53.
- 19) 民主的スポーツ促進運動は, 単独の労働者スポーツ団体の継続や新設でなく, 労働者階級の指導の下で, ドイツスポーツ建設に意志のあるすべての諸勢力を統合する一つの反ファシズム・民主的スポーツ促進運動をつくることを重視していた。その目標は, ドイツ人民の身体的, 精神的, 道徳的発達を助成し, 新しい文化の創造に協力することにあった。以下を参照。Hrsg. von Beier, W. : Bilder und Dokumente aus der deutschen Turn- und Sportgeschichte, Abteilung Sport-propaganda des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport Berlin, 1956, p.284.
- 20) 職場スポーツ共同体は戦前のクラブ(Verein)に代わるものとして, 1948年人民所有企業ロイナ化学工場に初めてつくられ, その数は1949年末には, 1000以上になった。Eichel, op.cit., p.97. を参照。
- 21) Ibid., p.108.
- 22) Ibid., p.109.
- 23) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, 1950, Nr. 15, pp.95-99.
- 24) Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands, Bd. II, Dietz Verlag Berlin, 1952, pp.415-430.
- 25) 東ドイツ建国後スポーツを社会主義新国家建設などの手段としてスポーツを利用しようとしていることは, 「青少年法」制定に関する論議などから明白である。詳しくは, 拙稿「ドイツ民主共和国『青少年法』(1950)に関する研究」, 『体育史研究』第11号, 1994, pp.15-26. を参照。
- 26) 「SED中央委員会の決議」には東ドイツにおいてスポーツを発展させる際, 「ソビエトのスポーツ促進運動の経験を特に科学分野に適用することが重要である」, 「ソビエトをモデルとし, スポーツ章を基礎としたスポーツ等級制度をつくる」といった表現が多く見られ, スポーツ分野においてもソビエト追随の傾向が明確に窺える。
- 27) Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands, Bd. IV, Dietz Verlag Berlin, 1954, p.73. 東ドイツ建国時には, 14大臣のうち6つが SED に振り分けられ, 主要なポストの事務次官も SED 幹部で占められていた。しかしながら, 他の政党もこの時点では政府に参加しており, したがって東ドイツ憲法もなおブルジョア民主的でありワイマール憲法の面影を残していた。
- 28) 林健太郎, 『ドイツ史』, 山川出版社, 1977, p.497.

- 29) 同上書, pp.500-501.
- 30) Aus dem Referat des Ersten Sekretärs des ZK der SED, Walter Ulbricht, auf der II. Parteikonferenz der SED am 9. Juli 1952. In: 20 Jahre DDR. 20 Jahre Körperkultur des Volkes, Theorie und Praxis der Körperkultur -Beiheft, Leipzig, 1969, p.11.
- 31) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, 1952, Nr. 104, p.637.
- 32) Eichel, op.cit., p.112. また, 国家身体文化・スポーツ委員会は, 身体文化・スポーツのすべての領域の最高機関として位置づけられた。これによって, 「SED 中央委員会の決議」で定められたドイツスポーツ委員会のスポーツ分野での指導的役割は1年足らずで変更され, 国家的機関がスポーツ分野を統轄することになった。
- 33) 1952年8月7日に出された「スポーツ・技術協会設立に関する命令」によれば, スポーツ・技術協会が促進すべき主なスポーツ種目として飛行スポーツ、パラシュートスポーツ, 射撃などが定められている。
- 34) 東ドイツの種目別競技団体の中で, 最も早くその国際競技連盟に加盟が認められた種目はチェスであった。そして, 1955年までに, 21の種目別競技団体が各々の国際競技諸連盟に加盟が認められていた。
- 35) 東ドイツオリンピック委員会は1951年4月22日に設立され, オリンピックの参加を目指したが国際オリンピック委員会に認められなかった。
- 36) Neues Deutschland, 1955. 11. 26, Nr. 277, p.8.
- 37) Theorie und Praxis der Körperkultur, heft.1(1956), p.69.
- 38) この会議以前の東ドイツのスポーツ分野における成果としては, 東ドイツの競技選手が国際的に高い競技成績をおさめ, 数々の重要なタイトルを獲得したこと, 勤労者の大衆スポーツが量的には拡大したこと, スポーツ章の獲得者数が増加していること, 児童・青少年スポーツにも進歩がみられることなどがあげられている。
- 39) Theorie und Praxis der Körperkultur, heft.1(1956), op.cit., p.69.
- 40) Ibid., pp.69-70.
- 41) Neues Deutschland, 1955. 11. 26, op.cit., p.8.
- 42) Theorie und Praxis der Körperkultur, heft.1(1956), op.cit., p.70.
- 43) Rede des Ersten Sekretärs des ZK der SED, Walter Ulbricht, auf der III Sportkonferenz des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport 1955 in Karl-Marx-Stadt, In: 20 Jahre DDR, op.cit., pp.12-22.
- 44) Neues Deutschland, 1955. 11. 27, Nr. 278, p.8.
- 45) Rede des Ersten Sekretärs des ZK der SED, Walter Ulbricht, auf der III Sportkonferenz des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport 1955 in Karl-Marx-Stadt, In: 20 Jahre DDR, op.cit., p.12.
- 46) Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands, Bd. II, op.cit., p.415.
- 47) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, 1956, Teil I, Nr.21, p.181.
- 48) Ibid., pp.182-185. その他学校体育に関しては, 学校体育に携わる教員の養成の改善及び継続教育の実施, 義務的な教科体育の完全な実施, 学校体育施設・用具の整備, 多くの競技会の実施や記録の測定などが定められている。
- 49) 学校スポーツクラブにあたる学校スポーツ共同体の設置に関しては, 大学へのその設置は「SED 中央委員会の決議」によって定められていたが, それを課外スポーツの中心的なものとするはこの決定によって定められた。
- 50) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, 1956, Teil I, Nr. 21, op.cit., p.185.
- 51) Ibid., p.186.
- 52) Ibid., p.185.
- 53) Ibid., p.186.
- 54) Ibid.
- 55) Ibid. その他大衆スポーツに関しては, スポーツの重要性の宣伝, 更なる会員の獲得, 多様な競技会の実施と記録の測定, 施設の建設・管理などが定められている。
- 56) Ibid., pp.187-188.
- 57) Ibid., p.188.
- 58) Ibid.
- 59) Ibid., pp.187-188. その他競技スポーツに関しては, スポーツ団体の役割, スポーツマンに対する愛国教育, 才能あるスポーツマンの援助などが定められている。
- 60) Ibid., pp.187-188, p.190.
- 61) Ibid., p.189.
- 62) Ibid., pp.189-190.